

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、トンネル工事等の現場において、坑内夫として削岩機、ピック、バイブレーター等を長年使用してきた。
- 2 請求人は、A病院に受診し、平成〇年〇月〇日を診断日として「振動障害」と診断された後、B診療所に転医し、療養の結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして障害補償給付を請求したところ、監督署長が請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第11級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付の額を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第1 1級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人に残存する障害として検討すべきものは、請求人の自訴及び医学的見解等からみて、両上肢の機能障害及び神経障害であるので、以下検討する。

(1) 機能障害について

平成○年○月○日に振動障害と診断したC医師は、同日付け振動障害診断書において、要旨、「X線検査所見で、肩関節は正常、肘関節は軽微な骨棘、手関節は正常、手指は指関節の変形+」と所見していることからみて、振動障害の診断時には、両上肢に機能障害を示すような所見等は認められない。

次に、主治医のD医師は、平成○年○月○日付けE医師宛て診療情報提供書において、要旨、「傷病名は右変形性肘関節症、平成○年○月振動障害認定、平成○年○月右尺骨神経移行術施行（A病院）、平成○年○月左尺骨神経移行術施行（A病院）、平成○年○月右肩肩板損傷手術（BからF病院に紹介）。普段はB診療所で振動病の治療を受けている。肘に関しては労災でなく一般保険診療になると説明している。」と記載している。なお、平成○年○月の右尺骨神経移行術施行（A病院）及び平成○年○月の左尺骨神経移行術施行（A病院）の治療費は、私病での扱いとなっている。また、D医師は、平成○年○月○日付け及び平成○年○月○日付け入院（手術）証明書（診断書）に、要旨、「平成○年○月○日右肘部管症候群で右尺骨神経移行術施行、平成○年○月○日右肘部管症候群（再発）で右尺骨神経移行術施行。」と記載している。これらのことから、請求人は、業務上の疾病として振動障害の療養中に、私病扱いで、数度にわたって尺骨神経移行術を施行していることが認められる。

一方、平成○年○月○日に治癒（症状固定）と診断したG医師は、同日付け障害（補償）給付請求書添付診断書（以下「診断書」という。）において、要

旨、「障害の部位は両肩～上肢・手指であり、X P 上は両肩、両肘、両手指に軽度の変形性関節症が残存するのみであるが、両上肢の運動障害が残存する。」と述べている。

当審査会としては、上記のとおり、治癒時にG医師が所見した機能障害について、C医師が振動障害認定時の診断書において所見を記載していないことや請求人も肘の手術の影響を示唆していることから、請求人の機能障害は、決定書理由で説示するとおり、振動障害の療養中に私病扱いで受けたF病院の両肘の尺骨神経移行術の術後に出現したものと認めることが相当であり、振動障害に起因するものと判断することはできない。

(2) 神経障害について

G医師は、診断書において、要旨、「非可逆的な循環、神経障害のため、両肩～上肢・手指のしびれ、疼痛、冷えなどの自覚症状に加え日常生活上は著しい困難がある。」と述べていることから、請求人に残存する単一障害の程度は「局部に神経症状を残すもの」よりも上位の等級に当たるものの、「局部にがん固な神経症状を残すもの（通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支えがあるもの）」にとどまるものと認められる。

したがって、当審査会としても、請求人には両上肢に痛みが残存するものの、その神経障害の程度は「局部にがん固な神経症状を残すもの」（障害等級第12級の12）と考えられるため、併合の方法を用いて障害等級準用第11級に該当するとした原処分庁の決定は妥当であると判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。